

+

## 重要事項説明書 指定居宅介護支援

介護保険指定 岐阜県指定 第2170100123号

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人岐協福祉会
- (2) 法人の所在地 岐阜市大洞3丁目3-1
- (3) 電話番号 058-241-7676
- (4) 代表者氏名 理事長 林 直 康
- (5) 設立年月日 平成3年9月11日

### 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 平成11年9月3日指定（岐阜県）  
当事業所は特別養護老人ホーム大洞岐協苑に併設されています。
- (2) 事業の目的  
指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するとともに、要介護状態等にある高齢者に対し、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成し適切に介護サービスの提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 在宅介護支援センター大洞岐協苑
- (4) 事業所の所在地 岐阜市大洞3丁目3-1
- (5) 電話番号 058-243-0294
- (6) 管理者 川向 昭子
- (7) 当事業の運営方針  
介護状態等となった高齢者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- (9) 開設年月日 平成5年4月1日

### 3 事業実施地域及び営業日・営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 芥見東、芥見南、芥見、藍川、岩、日野の地区
- (2) 営業日 毎週月曜日から土曜日まで、ただし、祝日（昭和の日、敬老の日は除く）及び年末年始除く
- (3) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

4 職員配置 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

介護支援専門員 4名（管理者と兼務1名 常勤専従2名 非常勤専従1名）

◎ 介護支援専門員の勤務時間は、営業日の午前8時30分から午後5時30分まで。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供する介護支援事業についての利用料金の全額は介護保険から給付されます。（無料）

(1) サービスの内容

① 居宅サービス計画

居宅介護支援専門員は、契約者の有する能力、すでに提供を受けている居宅サービス等及びその置かれている環境等の評価を通じて契約者が現に抱えている問題点を明らかにし、契約者が自立した日常生活を営むことができるように居宅サービス計画を作成するものとします。

② 指定居宅サービス計画等について、保険給付の対象になるか否かを区分したうえで、その種類、内容及び利用料等について契約者又はその家族等に説明し同意をえます。

③ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等は、サービス担当者会議又は照会等によりその担当者からの意見を求めます。

④ 居宅サービス計画の作成には、契約者の被保険者証に、認定審査会意見又は指定にかかる居宅サービスの種類の記載がある場合には、契約者に説明しその内容に沿って作成します。

⑤ 要介護認定等の更新は、要介護認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう援助します。

(2) サービスの利用料金

利用料金は、全額介護保険給付されます。したがって自己負担はいりません。

①ターミナルケアマネジメント加算

当事業所では一定の要件を全て満たした場合に、ターミナルケアマネジメント加算を算定致します。

(※)本重要事項説明書において同意をとるものと致します。

(3) 通常の事業の実施地域外への訪問

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の交通費用として、下記費用額をいただき

ます。

① 片道 10キロメートル以上15キロメートルまで 1,000円

② 片道 15キロメートル以上の場合には、支援困難地域とします。

(4) 上記の費用のお支払い方法

支援サービスの提供の都度お支払いいただきます。

## 6 秘密の保持

事業者及び介護支援専門員、その他の職員は、正当な理由がなく、サービスを提供するうえで知りえた契約者又はその家族等に関する秘密を漏らさないものとします。

事業者は、担当者会議等において契約者の個人情報用いる場合は契約者の同意を、契約者の家族等の個人情報を用いる場合にはその家族等の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

## 7 公平性 中立性の確保

居宅サービスの作成書においては、指定事業サービス事業者の選定又は推薦に当たり、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

## 8 記録の閲覧

ご契約者に対するサービス提供についての記録をいつでも閲覧することができます。

## 9 緊急時等の対応

指定居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

## 10 苦情の受け付け

(1) 当事業所における苦情やご相談は次の窓口で受け付けします。

① 苦情の受け付け担当者

介護支援専門員 川 向 昭 子

② 受付時間

毎週月曜日から金曜日まで

午前9時から午後5時迄

(2) 苦情解決第三者委員 松 原 鈴 枝 (元民生委員)

電話番号 058-243-3346

毎週月曜日から金曜日まで

午前9時から午後5時迄

(3) 下記においても苦情相談を受け付けております。

- ・ 岐阜県運営適正化委員会(社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会内)

岐阜市下奈良2丁目2番1号

岐阜県福祉・農業会館

電話番号 058-278-5136

受付時間

午前9時から午後5時迄(土日祝日を除く)

- ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係

岐阜市下奈良2丁目2番1号

岐阜県福祉・農業会館

電話番号 058-275-9826

受付時間

午前9時から午後5時迄(土日祝日を除く)

- ・ 岐阜市役所介護保険課

岐阜市司町40-1

電話番号 058-265-4141

受付時間

午前8時45分から午後5時30分迄(土日祝日を除く)

以上指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

在宅介護支援センター大洞岐協苑

説明者 職名 介護支援専門員

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

(代筆が必要となった理由)

代筆者 住所

氏名

(ご関係 )